

変更理由書

(1) 栄村農業振興地域整備計画の変更理由

栄村では、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第13条第1項に基づき、整備計画を変更する必要性が生じたので、今回やむを得ず整備計画の変更を行う。

(2) 農用地利用計画の変更の変更理由

①農用地区域からの除外

整理 番号	区域 番号	土地の所在 (大字、字、地番)	地目		面積 (㎡)	除外理由 (利用目的)
			登 記 簿	現 況		
1		栄村大字堺字小滝 6127 番 1	畑	畑	253	住宅
		計			253	